

(業務名称) 2023年度JICA-Net動画の新規制作業務

意見招請公示日：2023年7月14日に係る質問・意見についての回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部次長（契約担当）

通番	該当頁	該当項目	質問・意見	回答
1	意見招請 実施要領 表紙	件名	2022年度までの業務名称は「JICA-Netマルチメディア教材」でしたが、2023年度の5:24業務名称は「JICA-Net動画」となり、「マルチメディア教材」ではなくなりました。その理由は何でしょうか？	特殊性を印象付けるような用語を極力排除し、動画制作・映像制作会社に広く参入の機会を提供するためです。業務の内容は、昨年度に実施した「JICA-Netマルチメディア教材」の制作と変わりません。
2		全体像について	案件数は全部で5、とのことですが、動画の種類は全部で6種類（※1）、動画の本数は全部で26本（※2）、だと認識致しましたが、相違ございませんでしょうか？ ※1. 種類は、動画名の違い（＝構成の違い）によって数える。 例えば案件1の場合は、2種類。 ※2. 言語別にそれぞれ数え、ダイジェストも別途1本として数える。 例えば案件1の場合は6本、案件2の場合は4本。	ご理解の通りです。
3		今回における、新規の撮影の有無・要不要について	案件毎の撮影につきまして、下記を教えてくださいませんか。 （1）新規撮影の有無・要不要 （2）（1）が有の場合の、撮影場所数と、その候補地・予定地（をもう少し明確に※） ※「別紙3 成果品動画の内容構成案」の案件5のように	基本的には、「新規制作動画一覧」に記載済みの内容の通り、全ての案件について撮影を行う想定です。新規撮影の場所、撮影サイト数などは業者との企画段階で構成が具体的になっていく中で決定します。
4		ご支給頂ける素材、利用できる素材について	ご支給頂ける素材（※）、利用できる素材（※）につきまして、案件毎に、その内容や種類を教えてくださいませんか。 ※素材＝映像・動画編集用素材	業務仕様書の別紙2「新規制作動画一覧」に（利用可能な既存の素材）を追加することにします。
5	業務仕様書 P2	2.業務の目的	すでに準備が進んでいるおりに変更が現実的でなければやむ無しですが、案件番号の1～3と4～5を分け、（農業・保健/運輸等社会基盤といった）各々の情報発信が得意な制作会社に受注させるか、これらの共同企業体を認め担当させたほうが、適材適所の観点から動画資材の品質は上がるように思えます。	共同企業体による提案を排除いたしません。その旨、入札説明書に記載予定です。
6	第2 業務 仕様書(案) P3	3.業務の範囲 (1)動画（成果品）の仕様 ≫4つ目	オープニングとクロージングの統一したムービーは想定しない。とありますが、これについてもう少し詳しい説明をお願いします。	共通のオープニング、クロージングムービーの制作は不要、という趣旨です。
7	第2 業務 仕様書(案) P3	3.業務の範囲 (2)企画・制作対象の案件と制作チーム <JICA関係者とチーム編成の例>	JICA側の案件担当者の欄に「主管部（1名）」「制作担当部」「有識者」とありますが、案件ごとに主管部もご担当者様が1名ずつ付かれるということでしょうか？	主管部は、契約監理部署である「ガバナンス・平和構築部」を指します。当該部署の担当は1名が統一的かつ横断的な全体の進捗管理と成果監理を行います。
8	第2 業務 仕様書(案) P5	5.業務内容 5.1 企画段階 (1)全体制作工程表の作成、管理	進捗管理状況を主管部に報告する会議を定期的（契約期間中4回想定）に開催する。とありますが、4回想定されている会議の開催時期はそれぞれどういったタイミングをお考えでしょうか？	「契約期間中4回想定」と記載していますが、より具体的に、「1時間×8回程度」の記載に変更します。タイミングは契約締結後の受注者との交渉により決定します。
9	第2 業務 仕様書(案) P5	5.業務内容 5.1 企画段階 (2)企画会議の開催、企画書及び詳細工程表の作成	JICAの制作担当部と企画会議を調整・開催（1案件あたり1.5時間×4回想定）する。とありますが、4回想定されている会議の開催時期はそれぞれどういったタイミングをお考えでしょうか？	タイミングは契約締結後の受注者との交渉により決定します。
10	第2 業務 仕様書(案) P5	5.業務内容 5.1 企画段階 (2)企画会議の開催、企画書及び詳細工程表の作成	プロデューサーは、制作担当部の動画完成イメージを反映するよう、制作担当部に対し企画書（案）をメールベースで随時提示し、とありますが、この企画書（案）とは別紙●2023年度JICA-Netマルチメディア教材 企画書をフォーマットとするのでしょうか？または、企画書（案）とは、シナリオ（構成案）という理解でよろしいでしょうか？	ご理解の通り別紙4とします。（上記No1の回答にあるとおり、「マルチメディア教材」という用語は使用せず「企画書 様式」とします。）
11	P6	5.1企画段階 (3)【補足】講師が出演する場合の補足事項 5.2制作業務 (2)撮影	「講義は受託者が手配するスタジオで撮影する」「1案件につき最大5時間利用を想定」と記載されていますが、現状、想定されている案件はございますか。	現時点で具体的な想定はありませんが、受注者側よりスタジオ利用を提案できるよう、基準を設けています。

通番	該当頁	該当項目	質問・意見	回答
12	第2 業務仕様書(案) P7	5. 業務内容 5.2 制作業務 (2) 撮影	スタジオを利用する案件に関しては、1案件につき最大5時間利用を想定。他案件との時間枠調整も可とするが、5時間を超過した場合でも超過料金が発生しないものとする。とありますが、この5時間は何を基準に算出されたのでしょうか？ また、スタジオ利用料金は実費精算に含まれませんが、エビデンスが必要でしょうか？	利用時間数の基準を設けることはせず、自由にスタジオ利用を提案いただく方針に変更します。なお、スタジオ利用について想定以上の時間数を要した場合でも、契約後の増額は行いませんのでご注意ください。スタジオ利用料のエビデンスは不要です。(業務仕様書5. の以下一文は仕様書から削除いたします。「スタジオを利用する案件に関しては、1案件につき最大5時間利用を想定。他案件との時間枠調整も可とするが、5時間を超過した場合でも超過料金が発生しないものとする。」)
13	仕様書	「別紙1 第2 業務仕様書(案)」の7ページ目	「スタジオを利用する案件に関しては、1 案件につき最大 5 時間利用を想定。他案件との時間枠調整も可とするが、5 時間を超過した場合でも超過料金が発生しないものとする。」との記載がございますが、その5時間の根拠・理由を教えてください。	同上
14	第2 業務仕様書(案) P8	5. 業務内容 5.2 制作業務 (7) 制作業務における合理的配慮に係る対応について	「動画解説資料」は、必要に応じ、動画の内容によるため、一律に必須としない。とありますが、有無の基準についてはどのようにお考えでしょうか？	動画解説資料の作成の要否は、制作プロデューサからの提案を参考に、受注者側との協議により決定します。基本的には、動画の中で用いられるグラフや図説で、視認でのみ判断が可能であり、かつ重要な情報が含まれていることを作成の基準とします。
15	仕様書	「別紙1 第2 業務仕様書(案)」の8ページ目	「本業務において収録された素材は、制作された動画のテーマごとに仕分・分類し、動画共有 SNS での事例紹介の素材として、また広報誌掲載時の静止画切り出しなどの用途において、随時対応可能な状態に整理すること。」との記載がございますが、当静止画切り出し作業をされる方のPC環境によっては、当撮影素材の視聴・閲覧が出来ない可能性がございます。 他の案件や、過去の案件時には、いかがでしたでしょうか？ 当データの変換作業など、一手間加えていらっしゃいましたでしょうか？	仕様書に記載のとおり、mp4形式での納品をお願いしております。RAWデータがそれ以外のファイル形式の場合は、変換作業の上、ご提出をお願いいたします。
16	第2 業務仕様書(案) P9	5. 業務内容 6 全体制作工程	2023年度の履行期間は2023年11月1日～2024年12月20日(仮)で、2022年度より履行開始時期が約1.3ヵ月遅くなっていますが、その理由を教えてください。また、履行期間も約14ヵ月と2022年度と比べて1ヵ月間長くなっていますが、その理由も併せて教えてください。	今回の実施規模、案件数に対して必要な期間を設定しています。
17	仕様書	「別紙1 第2 業務仕様書(案)」の9ページ目	「7. 提出物(中略)④ウイルスソフトによるウイルスチェック情報(利用ソフトとバージョン、チェック日)等を記載すること。」との記載がございますが、誠に僭越で恐れ入りますが、当ソフトとバージョンのご許容範囲を、ご指定頂いた方がよろしいかと存じましたが、いかがでしょうか？	お手持ちの(利用の)ソフトの最新バージョンで問題ありません。
18	仕様書	「別紙1 第2 業務仕様書(案)」の10ページ目	提出物4つ目の「提出期限」の列欄に、「2023年9月20日～」とございますが、こちらは、誠に恐れ入りますが、「2024年～」ではございませんでしょうか？	誤記です。「2024年9月20日」に修正します。
19	仕様書	「別紙1 第2 業務仕様書(案)」の11ページ目	「媒体と部数」の列欄に、「③CD-R」との記載がございますが、こちらは、DVD-ROMではダメなんでしょうか？	DVD-ROMでの提出でも問題ありません。
20	P2 P13(別紙3)	3. 業務範囲 (1) 動画(成果品)の仕様 案件番号1 里海創生：沖縄県恩納村の事例「サンゴ礁の海を守る」 里海創生：石川県能登半島の事例「里と海のつながり」	案件1は、2022年度に受託者が収録済かつ未使用の映像素材を用いて制作することが想定されているようですが、他者でも素材内容が分かるようリスト化や素材データの整理がされていますでしょうか。	案件1の未使用映像素材については、事前に応札者が参照できる機会を設けます。(簡単に内容の概要を示したリストも作成します。)
21	P23(別紙3) 積算様式(別紙2)	案件番号2 安全な動物由来食品を安定的に維持するために～生産現場を支える技術サポート体制～	「各技術サポートをドキュメンタリー形式で紹介する」にあたり、積算様式の3「企画・制作旅費」では3日間の取材が想定されているかと存じます。ドキュメンタリー的取材の過程で、やむを得ず取材日数等が増加した場合、一般経費及び直接経費に加算されるご予定はございますでしょうか。	基本的に、積算様式に記載のとおり取材をお願いする想定であり、契約後の経費の追加計上は原則として行いません。但し、直接経費のトータル金額を超えない範囲で全体の調整が可能です。なお、案件2. の福島ロケ日数は、2泊→3泊、日当3日→4日間分に変更します。
22	P29(別紙3) 積算様式(別紙2)	案件番号3 プラネターヘルスから考える人々の栄養：マルチセクター、マルチステークスホルダー・アプローチ	積算様式の3「企画・制作旅費(直接経費)」では長崎のみの算出となっておりますが取材予定地等では「都内、神奈川県内、北海道(帯広市)」も予定されているかと存じます。予定地すべてで取材をする場合、一般経費及び直接経費に加算されるご予定はございますでしょうか。	基本的に、積算様式に記載のとおり取材をお願いする想定であり、契約後の経費の追加計上は原則として行いません。但し、直接経費のトータル金額を超えない範囲で全体の調整が可能です。なお、案件3. のロケ地は、長崎に加え、都内(1日)、神奈川県内(2日)、帯広市(3泊4日)を追加します。
23	P31(別紙3) 積算様式(別紙2)	案件番号4 海上保安分野における国際協力の歴史	記載されているすべての取材予定地で取材を行い、積算様式の3「企画・制作旅費(直接経費)」を超過する取材を行う必要が出た際は、一般経費及び直接経費に加算されるご予定はございますでしょうか。	基本的に、積算様式に記載のとおり取材をお願いする想定であり、契約後の経費の追加計上は原則として行いません。但し、直接経費のトータル金額を超えない範囲で全体の調整が可能です。

通番	該当頁	該当項目	質問・意見	回答
24	P38(別紙3)積算様式(別紙2)	案件番号5 港湾セクターにおけるJICAの技術協力	「必要であれば、業務委託先コースリーダーへのインタビュー撮影可能」「実際の研修状況撮影可能、研修員へのインタビュー撮影も可能」と記載されていますが、これらすべての取材が必要となった場合、一般経費及び直接経費に加算されるご予定はごさいますでしょうか。	出張ロケに計上可能な旅費やロケ車両費は上記21～23の通りであり、直接経費のトータル金額を超えない範囲で全体の調整は可能です。オンラインインタビューやスタジオでの収録も適宜活用願います。
25	仕様書	「別紙5 UD(ユニバーサルデザイン)配慮について」の4ページ目	「4. 動画解説資料の作成」につきまして、所定の、或いはご希望の当「動画解説資料」の様式、レイアウトなどにつきまして、もう少し詳しく教えて下さいませ。	動画解説資料のレイアウトは自由であり、受注者の提案に任せられています。
26	仕様書	「別紙6 成果品の技術仕様書」の1ページ目	「保存ファイル形式」の列欄に、「後述の「(2)教材仕様」という記述が2箇所ございますが、その“後述”で見当たらないのですが、どちらに記述がございますでしょうか？	「教材仕様」→「動画仕様」の誤記です。
27	評価表	評価項目	評価対象として構成案等の作成・ご提案の記載がありませんが含まれますでしょうか。	具体的な案件についての企画書案の形式での提案を応札時点で求めています。応札される企業の多様な経験・類似事業の実績などを踏まえつつ、本件業務実施の取り組み方針、現時点で想定される演出方法のアイデア等についてもなるべく具体的にご提案ください。また、技術提案書の構成項目(4)に以下を追記致します。「過去に従事した類似業務の動画、作成したシナリオ・構成案などを、可能な範囲で提示願います。」
28	評価表	「別紙3 本契約に係る評価項目」	「(2)資格・認証等」の箇所に、 「【以下の認証を有している、もしくは行動計画の条件を1つでも満たしている。】 ・女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定、プラチナえるぼし認定」のいずれかの認証、 もしくは「※行動計画策定・周知」 ・次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定、トライくるみん、プラチナくるみん認定」の いずれかの認証、もしくは「※行動計画策定・周知」 ・若者雇用促進法に基づく「ユースエール認定」 とございますが、 これは、必須、マストでしょうか？	必須ではありません。評価表の「評価基準(視点)」に記載の条件を1つでも満たしている場合には1点を配点します。
29	評価表	「別紙3 本契約に係る評価項目」	「(2)業務実施体制、要員計画」の箇所に、 「要員計画について、外部の人材に過度に依存している場合、主要な業務について外注が想定されている場合には、評価を低くする。」とございますが、 ここでの“主要な業務”とは、何を指されていますでしょうか？ また逆に、低い評価を頂かない当該業務の範囲を、教えて頂けますでしょうか。	過度な外部人材への依存、と捉えて評価を低くするあるいは低くしない業務の範囲について一律に定義することが難しく、総合的に判断させていただきます。